

## 長島町農畜産物処理加工施設の指定管理者募集要項

鹿児島県出水郡長島町は、長島町農畜産物処理加工施設の指定管理者（管理運営を実施する団体等）を募集する。

### 1 管理運営施設の概要・趣旨

長島町（以下「町」という。）は、本町で生産される農畜産物に付加価値を付けて活性化を図るべく、地元の起業グループによる自らの創意工夫で加工品等の新規開発等の促進や、体験型施設を整備し、食農教育や都市と農村の交流を図り、人と町が活性化されるのに寄与するため、「長島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、長島町農畜産物処理加工施設（以下「施設」という。）を設置したものである。

- (1) 施設名称 長島町農畜産物処理加工施設
- (2) 所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 3898 番地
- (3) 施設の内容 管理棟（鉄筋コンクリート造，平屋建て）
- (4) 備 品 別紙のとおり

### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 施設の利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，施設の運営に関する事務のうち，町長のみの権限に属する事務を除く業務

### 3 指定管理者が行う事業

- (1) 農畜産物の処理及び加工
- (2) 農畜産物加工に係る食育事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，町長が必要と認める事業

### 4 施設の維持管理費の区分

- (1) 指定管理者は，施設の管理運営上発生する維持管理費（改修，修繕等）の義務を負うものとする。

ただし，天災その他自然的に発生した修繕費等については，町及び指定管理者で協議して処理するものとする。

- (2) 施設の改修，修繕等に係る経費のうち，概ね 1 件 100 万円以上の改修，修繕等については，町が実施することができる。

- (3) 前項に定める施設改修，修繕等について，町はその費用を負担して指定管理者に行わせることができる。

(4) 指定管理者は、町の承認を得て、施設の改修を自らの負担で行うことができる。

## 5 指定管理者の管理の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとし、再指定を妨げないものとする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

## 6 応募資格

次の要件を満たす町内に住所を有する法人その他の団体であること。(一定の団体であれば法人格は必ずしも必要でない。)

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する者。
- (4) 町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 申請年度及び前年度までに町税、法人税、消費税等のほか公共料金を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正または更正手続を行っていないこと。
- (7) 長島町暴力団排除条例に反していないこと。

## 7 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出すること。なお、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。提出部数は、正副各1部（副は複写可）とする。

- (1) 指定管理者の指定申請書（別記様式）
- (2) 法人または団体の概要
  - ア) 経歴・実績
  - イ) 代表者、役員の構成、氏名
- (3) 管理業務の計画書（書式自由）
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 申請者の経営状況を説明する書類
- (6) 申請者の人的能力を説明する書類
- (7) 過去3年分の申請者に係る納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

## 8 募集期間

令和元年12月3日（火）から令和元年12月20日（金）午後5時15分まで

## 9 選定方法及び指定管理者の指定

「長島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき指定管理者の

候補として選定し、施設の管理に関する協定案を協議するものとする。

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、必要に応じて複写する。(使用は選定委員会に限る。)
- (3) 提出書類は、情報公開により開示することがある。
- (4) 指定管理者選定委員会で選定し、その結果を受けて町長が指定管理候補者を決定する。
- (5) 議会議決後に町と指定管理者との間で協定書を締結する。
- (6) 審査の結果は、申請書を提出した者に対して速やかに通知する。
- (7) 審査内容及び審査結果についての質問等及び審査結果に関しての異議は受け付けない。

#### 10 選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮することができるものであること。
- (3) 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- (4) 施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られる見込があること。
- (5) 応募者が独自に企画する事業への取り組み

#### 11 提出方法、提出先及び問い合わせ先

〒899-1303 鹿児島県出水郡長島町指江 787 番地  
長島町役場 農林課 TEL 0996-88-5670 [直通]

#### 12 その他

募集要項に対して不明な点については、質問書(様式自由)によって質問し、回答については文書で回答するものとする。